令 和 8 年 11 月 29 日

支出負担行為担当官
大阪航空局長　梅澤　大輔

「那覇空港統合庁舎電灯設備改修工事その２」質問回答書

標記の仕様書等に関する質問事項について、下記のとおり回答致します。

記

	質問に関する入札説明書、特記仕様書等の記載箇所	質 問 事 項	回 答
1	01　入札説明書等 別冊「賃上げ実施の表明について」 （別紙３の２）従業員への賃金引上げ計画の表明書	「（別紙３の２）従業員への賃金引上げ計画の表明書」に記載する対象事業年度について 弊社の事業年度は「毎年7月1日～翌年6月30日」までです。本案件の契約予定時期（令和8年12月～令和9年1月）を踏まえると、加点対象となる事業年度（表明書に記載する事業年度）は、現在進行中である【令和8年7月1日～令和9年6月30日】の事業年度との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。加点対象事業年度は、契約予定日に進行中の事業年度となります。
2	01　入札説明書等 （別紙８）及び（別紙８の２）賃金引上げ計画の達成について	競争参加資格確認申請書提出時における「（別紙８、８の２）賃金引上げ計画の達成について」の提出要否について、「01入札説明書等」の添付資料として「（別紙３の２）従業員への賃金引上げ計画の表明書」及び「（別紙８、８の２）賃金引上げ計画の達成について」の様式が示されていますが、当社の事業年度は申請時点（令和8年11月2日）で終了していないため、「達成について」は提出不要（事後提出）という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。事業年度終了後、達成状況を確認できる資料と併せて提出してください。
3	01　入札説明書等 （別紙８）及び（別紙８の２）賃金引上げ計画の達成について	「（別紙８、８の２）賃金引上げ計画の達成について」が事後提出の場合、「賃上げ実施終了月の月末から3か月以内」との規定に基づき、実績確認書類（達成についての書面および法事事業概況説明書等の写し）の事後提出期限は、【令和9年9月末まで】という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。提出期限は賃上げ実施終了月の月末から3か月以内となります。